

○財務省告示第百五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年四月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 五回、第三百十六回、第三百十 八回、第三百二十回、第三百二 十一回、第三百二十二回、第三 百二十三回、第三百二十四回及 び第三百二十六回）、利付国庫債 券（二十年）（第五十一回、第五 十八回及び第七十五回）及び利 付国庫債券（三十年）（第一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。				

六	発	行	額	六	十	一	九	八	七	六
						発	振	額	最	払
						行	替	替	低	込
						行	単	単	額	金
						価	位	位	面	額
						格			金	額
						日			金	額

額面金額で四十九億七千九百九十七万円
 五万三千円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額の
 整数倍の金額によるものとす。
 平成十八年四月二十七日
 発行対象国債ごと、金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 利率
 十二 経過
 十一 払込み

十四 利率
 子

(別表のとおり)
 募入決定の通知を受け、
 払込金額を加え、次式によ
 り算出した金額を払込日に払
 い込むものとす。
 各発行対象国債の額面金額の
 総額×各発行対象国債の利率
 100×各発行対象国債の利率
 支規(利率)×各発行対象国債
 日(利率)×各発行対象国債の
 第十号に規定する発行日後の各
 日、算式により算出した金額を
 う。ただし、算出した金額を、
 業

（（利 第三付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回券	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第四十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第一十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第十回 ）三年 ）百）庫 二十債 券
二 ・ 八 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 七 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %
日年平 九成 月四 二十一	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十四	一年平 日六成 月三 二十三	十年平 日十成 月二 月十二 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 月二 月十二 二十三
円二 百 五十 億	三 億 円	一 億 円	九 十 六 億 円	七 億 円	円三 百 四十 億	百 八 億 円	億二 百 七十 三	三千 億六 百四 十	円百 五十 六 億